

■ 移動手段確保で厚労省と国交省が通知 — 介護事業所等の送迎効率化促す —

介護現場の人手不足や高齢者の移動手段の確保は、全国的に大きな課題となっています。厚生労働省と国土交通省は10月11日、介護、障害福祉サービス事業所が行う利用者の送迎について、より効果的な送迎および送迎車両等の有効活用を推進するため、現行の枠組みでできる共同送迎や空き車両の活用などのルールをまとめた通知を出しました。

同通知では、▼運営主体が異なる介護サービス事業所の共同送迎は、事業所間で費用負担などを決め、利用者の利便性を損なわないなどの条件を満たせば実施できること、▼事業所の送迎車両や運転手の空き時間に地域住民を送迎することができること、さらに▼事業所は交通事業者に対して送迎業務の委託が可能なこと、また、透析患者が通院時に利用することも多い▼介護保険の訪問介護の乗降介助については、運送の対価として金銭を収受しない場合は、道路運送法上の許可は不要であること、などが改めて示されました。



参考：<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/content/001768700.pdf>

■ 厚労省が高額療養費の見直しを提案

厚生労働省は11月21日、医療保険制度改革について議論し、医療機関で患者が支払う自己負担の限度額（高額療養費）を引き上げる考えを社会保障審議会医療保険部会に示しました。

具体的な引き上げ幅は示されなかったものの、厚労省は約10年前と比べ収入が増えていることや現役世代を中心に保険料負担の軽減を求める声が多いことを理由に、▼負担能力に応じた限度額引き上げ、▼所得区分の細分化などを提案しました（下記図参照）。委員から反対意見は出ませんでした。なお、見直しには政令改定が必要です。

透析の医療費においては、この高額療養費の特例（特定疾病療養受療証）により月限度額が1万円（現役世代の上位所得者2万円）に軽減されています。今回の見直しは透析分野にも影響が及ぶのか、今後の議論の行方に注視する必要があります。

高額療養費の在り方について（案）

- 高額療養費については、
 - ・ 昨年末に閣議決定された「改革工程」に「高額療養費の自己負担限度額の見直し」が盛り込まれており、
 - ・ また、11月15日に開催された「全世代型社会保障構築会議」においても、複数の委員から、年齢ではなく負担能力に応じた負担という全世代型社会保障の理念や、保険料負担の軽減等といった観点から、見直しを早急に求める意見があったことを踏まえ、以下の視点を勘案しつつ、必要な見直しを検討していくべきではないか。

【社会経済情勢の変化】

- ・ 高齢化の進展、医療の高度化等により高額療養費の総額が年々増加（総医療費の6～7%相当）する中で、近年、高額療養費の自己負担限度額の上限は実質的に維持されてきた。このような要因もあり、医療保険制度における実効給付率は上昇。
- ・ 他方で、前回実質的な見直しを行った約10年前（平成27年）と比較すると、賃上げの実現等を通じた世帯主収入や世帯収入の増加など、経済環境も大きく変化している。また、足下では、生活必需品をはじめとした継続的な物価上昇が続く中で、現役世代を中心に保険料負担の軽減を求める声も多くある。

【検討の方向性（案）】

- ・ このように、物価・賃金の上昇など経済環境が変化する中でも、高額療養費の自己負担限度額の上限が実質的に維持されてきたこと等を踏まえ、セーフティネットとしての高額療養費の役割を維持しつつ、健康な方を含めた全ての世代の被保険者の保険料負担の軽減を図る観点から、①高額療養費の自己負担限度額の見直し（一定程度の引き上げ）、②所得区分に応じたきめ細かい制度設計とする観点からの所得区分の細分化などが考えられないか。
- ・ その際、能力に応じて全世代が支え合う全世代型社会保障を構築する観点から負担能力に応じた負担を求める仕組みとすべきではないか。
- ・ 施行時期については、国民への周知、保険者・自治体の準備期間（システム改修等）などを考慮しつつ、被保険者の保険料負担の軽減というメリットをできる限り早期に享受できるようにする観点から検討すべきではないか。